

## 企画書審査基準

企画書は、次に掲げる事項により審査・提案する。

また、選定された企画書の提出者を、契約の相手方とする。

## 1 選定に関する基本的な考え方

日本遺産周遊用ベンチ制作・設置業務は、地域への来訪者が安心・快適に日本遺産の構成文化財をはじめとする地域の資源を巡り、地域の魅力をより深く知るとともに、地域としての一体感を醸成することができるよう、統一感のあるデザイン性の高いベンチの制作・設置（設置箇所の提案を含む）を行うものであるため、次の項目について審査する。

## (1) 設置箇所に係る提案

- ・地域の特性を十分理解し、また、日本遺産の構成文化財や地域資源への周遊に繋がる設置箇所の提案がされているか。
- ・設置に伴う諸手続きを十分に理解し、円滑に業務を遂行することができるか。

## (2) ベンチデザイン提案

- ・デザインコンセプト
- ・地域の特性を十分理解し、来訪者・住民に愛される地域に寄り添ったデザインとなっているか。
- ・業務内容に沿った構造となっているか。（サイズ、耐久性・耐水性、座りやすさ・安全性、景観への配慮）

## (3) 実施体制

- ・本業務の実施にあたり、実施体制は十分であるか。

## (4) スケジュール

- ・本業務の実施にあたり、業務内容に沿い、設置箇所の提案（設置時期含め）を踏まえた具体的なスケジュールが示されているか。また、スケジュールは適切なものか。

## (5) 提案価格

- ・業務内容に見合った適切な経費であるか。

## 2 選定方法

(1) 各審査委員が、企画提案ごとに、1の各項目について1点から5点までの5段階評価を附す。

(2) 各審査委員による審査の合計点が最も高い企画書を採用する。

(3) 合計点の最も高い企画書が複数ある場合には、そのうちから審査委員長が選定する。